

## 関西圏域の展望研究会設置要領

## (設置目的)

第1条 災害に強い国土形成の観点を踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の目線で、心の豊かさを実感できる関西のあり方など、関西圏域の今後を展望し、近畿圏広域地方計画の見直しなど、国と地方の議論等に活用するため、関西広域連合協議会規則第3条第3項の規定に基づく専門部会として、「関西圏域の展望研究会（以下「研究会」という。）」を設置する。

## (所掌事務)

第2条 研究会は、前条に規定する設置目的に沿って、次に掲げる事項を調査・検討する。

- (1) 関西圏域の展望研究に係る研究課題に関すること。
- (2) 関西圏域の展望研究に係る政策コンセプトに関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、その他事項に関すること。

## (組織)

第3条 研究会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関西広域連合長が任命する。

3 研究会は、必要に応じて専門の事項について調査・検討を行うため、部会を置くことができる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (座長)

第5条 研究会に、座長を置く。

2 座長は、研究会に属する委員のうちから、関西広域連合長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、研究会を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 研究会は、座長が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、研究会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (部会)

第7条 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

## (参与)

第8条 研究会に、参与を置くことができる。

2 参与は、関西広域連合長が任命する。

3 参与は、座長の要請に応じ、所掌事務について助言を行う。

## (庶務)

第9条 研究会の庶務は、本部事務局計画課において行う。

## (補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、関西広域連合長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

この要領は、平成26年9月29日から施行する。